

ダメ！ゼッタイ！ 女性に対する暴力



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク



みなさんは、女性に対する暴力と聞いて思い浮かぶのはどのような暴力ですか？まず思い浮かぶのは、夫やパートナーからの暴力ではないでしょうか。暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。この機会に女性に対する暴力について考えてみませんか。問合先 市民連携室男女共同参画担当

身近な問題

国の調査によると、女性の3人に1人が配偶者から暴力を受けたことがあり、7人に1人は何度も暴力を受けています。被害を受けた方の中には、どこにも相談できずに苦しんでいる方がたくさんいます。

心身ゆがみ

「どうして相談しないの？」「なんで逃げないの？」と思うかもしれませんが、被害を受けた方は、どこに誰に相談していいか分からず、暴力を受けたこと、暴力を受け続けることで、身も心も傷つき、逃げる気力も体力もなくなってしまいます。そして、「経済的に自立できるのか」「逃げたらもっとひどい目に遭うのでは？」「自分さえ我慢すればいい」などと考えてしまい、身動きできない状況になります。

こんな暴力も

DV（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や交際相手など、親密な関係でおこる暴力によるコントロールのことで、殴ったり蹴ったりする身体に対する暴力に限った

願いを込めて

こういった問題は、実は身近に起きています。そこで市は、一人でも多くの方が、暴力や虐待に関して関心を持つようになること、被害に遭っている方が勇気を持てるようにという願いを込めて、運動期間中、いわみざわ男女共同参画プラン推進市民会議と協働



悩んでいませんか？

市は、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談を受けています。暴力から逃れ自立した生活を送るための方法を一緒に考え、必要な情報を提供します。一人で悩まず、勇気を出してご相談ください。

で、運動のシンボルであるパープルリボンの配布やパネル展といった啓発活動を行っています。

当りてはまるものありますか？
夫婦や交際相手だから当たり前？そう思っているけど、実はDVを受けているかもしれない。ちょっと確認してみましょう。

ものではありません。ほかに、性犯罪や売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などといったものもあります。最近では、若年層への性的暴力も増えています。これらの暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、絶対に許されるものではありません。

危険が迫っていると感じたとき

身に危険が迫っていると感じるときは、迷わず110番通報するか、その場から逃げて、警察署・交番・駐在所に助けを求めてください。その後、身をよせる場所がない場合には、緊急に避難できる、シェルターという施設もあります。このシェルターでは、一時保護だけでなく、相談や自立へ向けたサポートなど、さまざまな支援を行っています。シェルターは、安全確保のために所在地が非公開となっていますので、安心して利用できると思います。迷わずにご相談ください。

パートナーとの関係をチェック！	
当てはまるものはありますか？	
機嫌が悪くないか、いつも気にしてしまう	
怒ると物を投げてきて怖い	
「お前が怒らせるから悪い」と責められる	
誰と何をしているか、いつもチェックされる	
メールや電話にすぐ返信しないと怒られる	
勝手に携帯電話やスマートフォンをチェックされたり、連絡先を消されたりする	
殴られたり、髪の毛を引っ張られたことなどが一回でもある	
暴力を受けたことはあるけど、それは自分が悪いからだと思う	
ときどき見せる優しさに、暴力さえなければ「いい人、だ」と思う	
何とかうまくやっていこうと努力して、疲れている	
当てはまるものが、1つでもあったら、DVを受けている可能性があります	

パープルリボンの無料配布とパネル展

日程 11月12日(月)～25日(日)
場所 市役所本庁、生涯学習センターいわなび(4西1)、あそびの広場(4西3 であえーる岩見沢3階)、いわみざわ健康ひろば(3西4 第2ポルタビル1階)、イオン岩見沢店(大和4-8)
※パネル展はイオン岩見沢店のみ。

相談窓口

市民連携室
男女共同参画担当
午前8時45分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

北海道立女性相談援助センター
☎011-666-9955
午前9時～午後5時、午後5時30分～8時(土・日曜日、祝日は午前9時～午後5時)

女性の人権ホットライン

☎0570-070-810
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

法務局職員や人権擁護委員が、夫やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなど、女性の人権に関する悩み事や心配事に、電話で相談に応じます。

日程 11月12日(月)～18日(日)
時間 午前8時30分～午後7時(11月17日(土)・18日(日)は、午前10時から午後5時まで)
問合先 札幌法務局岩見沢支局 ☎22局0619

若年層の身の回りで起きていること

- JKビジネス
女子高校生を利用してお金を稼ぐビジネス、性的な行為を強要される
- AV出演強要
アイドルやモデルのスカウトを装って、性的な行為を強要される
- デートDV
親密な関係にある若者の間の暴力
- デートレイプドラッグ
飲み物や食べ物に、睡眠薬などの薬を入れられ、性暴力の被害に遭う

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、監禁する、家に入れない、食事や睡眠を制限する など

精神的暴力

怒鳴る、脅す、人前や子どもの前での侮辱、無視、大切なものを壊す・捨てる など

経済的暴力

生活費を渡さない、無理やり働かせる・働かせない、お金の使い道を細かくチェックする など

社会的暴力

行動を監視する、外出・電話・メールを制限する、他の人と接触させない など

性的暴力

性行為を無理強いする、避妊に協力しない、中絶を強要する、性的な写真を撮る、暴力後の性行為 など